

2021年11月

お客様 各位

亀有信用金庫

NISA(ニーサ)口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫に NISA口座を開設されているお客様のうち、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって廃止されます。

該当するお客様のうち、2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有する2021年12月末で非課税期間が終了する投資信託のロールオーバーを希望される方は、本年、令和3年11月30日(火)までに、マイナンバーのお届出と、非課税口座開設届出書のご提出等の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

- 2018年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。(特に手続きの必要はありません。)
- 2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託について、ロールオーバーの手続きをされなかった場合、2022年1月に課税口座(一般口座または特定口座)に自動的に移管されます。

【NISA口座のみなし廃止について】

NISA 口座の開設時期等		2022年以降の利用・廃止
以下の項目にすべて該当するお客様 ・マイナンバーのお届出がないお客様 ・2014年から2017年にNISA口座を開設された方で2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設定されている方 ・2018年以降、一般NISA、つみたてNISAを利用していない方	⇒	以下のお届出がない場合は、2022年1月1日をもってNISA口座が廃止されます。 ・マイナンバーのお届出(※2) ・非課税口座開設届出書のご提出(※2)
2018年以降に当金庫にNISA口座を開設された方 2017年以前に当金庫にNISA口座を開設された方で、2018年以降もNISAを利用して新規投資等している方(※1)	⇒	マイナンバーを当金庫に届出済みですので、2022年以降も引き続きNISAを利用して新規投資できます。(特に手続きはありません)

※1. 新規投資等していなくても、お客様のNISA口座に2018年以降の非課税投資枠が設定されている場合には、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

※2. 窓口にお届出用紙を用意しております。詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

敬具

【お問い合わせ先】

亀有信用金庫 資金証券部

電話番号:03-3603-1864

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

商号等:亀有信用金庫

登録金融機関:関東財務局長(登金)第149号

承認番号:T金33-038